

## 補助金の適正な申請について（お願い）

一宮市浸水対策施設設置補助金の申請について、下記の留意事項を守って下さい。

1. 交付決定通知書を受領後に工事を始めてください。  
※必ず設置する前（個人設置の場合は材料等購入前）に申請してください。  
補助金交付の決定通知前に設置した場合は、補助の対象になりません。
2. 工事が終了したら、施工業者に請求書をもってください。工事代金を施工業者の口座に振り込み、領収書をもってください。現金払いによるものは補助金交付の対象外となります。
3. 完了報告書を提出する際に、請求書、領収書、振込み明細書の原本を提出してください。工事完成検査後に返却します。
4. 家屋の新築と同時に雨水貯留浸透施設を設置される場合は、家屋の建築費用は含まない、雨水貯留浸透施設だけの設置費用に係る見積書、請求書、領収書及び振込み明細書を提出して下さい。

5. 「無料で設置します」という業者にはご注意願います。  
実際にかかった工事費総額より大きな金額で申請された場合は、偽りその他不正な手段となりますので、補助金の交付を取り消し、返還を求めることとなります。  
また、虚偽の申請により、本来の補助金を上回る補助金の交付を受けることとなりますので、詐欺罪として刑事告訴される可能性もあります。十分に注意してください。

問い合わせ先

一宮市役所 建設部 治水課 計画G  
電話 0586-28-8642